

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和六十三年広島県規則第四十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。